



Chugoku Transport & Tourism Bureau



人と物の移動を見つめ支えます
国土交通省 中国運輸局

令和7年11月26日
中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年11月26日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社
住 所：東京都千代田区大手町2-3-1
代表者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
広島	三 川	1両× 22日	岡山	賀 陽	1両×109日
広島	吉 舎	1両× 22日	岡山	湯 原	2両× 55日
鳥取	浜 村	1両× 26日	山口	広 瀬	1両×110日
島根	石見横田	1両×101日	山口	明 木	1両×111日
島根	阿 井	1両× 21日			

3. 処 分 日

令和7年11月26日（水）

【問合せ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：水谷、倉田、廣本

TEL : 082-228-3460